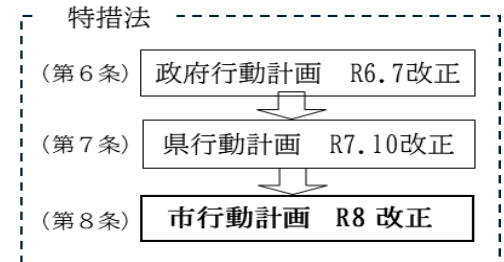


1 計画改正の経緯

新型コロナへの対応で明らかとなった課題を踏まえ、国では「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）（平成25年に策定）を令和6年7月に抜本的に改正。これに伴い、県において「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を令和7年10月に改正。これらの計画の改正の趣旨を踏まえ、本市においても平成26年に策定している「鶴岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改正を行う。



＊市行動計画の改正にあたっては、政府行動計画・県行動計画との整合性を図り、作成の手引きを参考にすることが求められる。

政府行動計画

新型コロナの経験・課題を踏まえ、抜本的に改正。対策項目を拡充したほか、対策項目ごとに準備期・初動期・対応期の取組を明記

県行動計画

- ・ 政府行動計画の改正の趣旨を準拠
- ・ 山形県感染症予防計画（令和6年3月改正）の内容についても反映

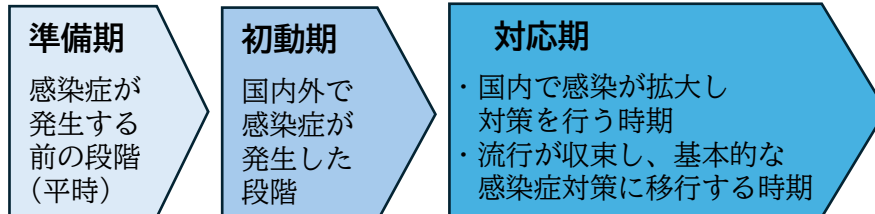
国が示す「市町村行動計画作成の手引き」

市町村行動計画に**記載が必須の項目等**について政府行動計画及び政府ガイドラインから抜粋した、行動計画作成の手引き

2 改正のポイント（政府行動計画及び県行動計画の改正に準拠）

1 発生段階ごとに3期に区分

前計画では、対応時期を5期に細分化していたが、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン及び治療薬の普及等の状況の変化に応じて、機動的な対策の切替えを行うことができるよう準備期・初動期・対応期の3期に区分した。



2 平時である準備期の取組を強化

感染症が発生する前の準備段階における体制整備や関係機関との連携体制の確認、訓練の実施等を明記

3 幅広い感染症に対応 ＊太字の感染症を新たに追加

- ☐ 新型インフルエンザ等
 - 新型インフルエンザ
 - 再興型インフルエンザ
 - **新型コロナウイルス感染症**
 - **再興型新型コロナウイルス感染症**
- ☐ **指定感染症**（既知の感染症で、重篤かつまん延のおそれがあるもの）
- ☐ **新感染症**（未知の感染症で、重篤かつまん延のおそれがあるもの）

3 鶴岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

計画の目的

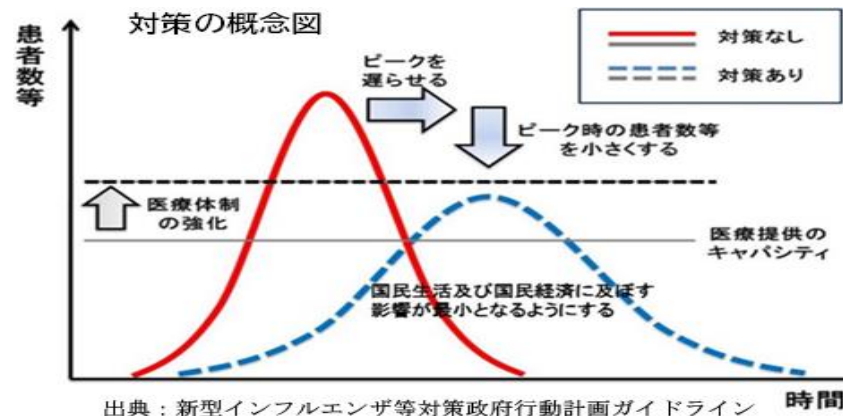
- 感染症の感染拡大を抑制し、市民の生命と健康を守る
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える

*感染拡大防止と経済活動のバランスを考慮しながら進める

第1部 本計画策定の基本的事項

■行動計画策定の考え方

- ・新たな感染症の発生も想定し、病原体の性状が明らかになっていない初期は、感染拡大を可能な限り抑制する
- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせることにより、医療体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する
- ・病原体の性状の把握、医療体制の整備、ワクチン等の普及、社会経済等、状況に応じて対策項目を切り替える



第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

■市町村の行動計画に定める主要項目

7つの対策項目	
① 実施体制	④ ワクチン
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	⑤ 保健
③ まん延防止	⑥ 物資
	⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

■上記の7つの対策項目ごとに、発生段階の各時期の取り組む対応策を記載

準備期

初動期

対応期

平時から感染の流行が終息するまでの一連の流れ

鶴岡市新型インフルエンザ等対策行動計画 改正概要

4 対策項目ごとの段階別の主な取組

段階 対策項目	準備期 (未発生の段階)	初動期 (国内外で初期事例が 確認された段階)	対応期 (感染～拡大期)
① 実施体制	- 発生時の業務に必要な人員確保 - 県等との連携体制の構築と訓練	市対策本部の設置検討、人員体制の強化、対策の財源確保	- 必要に応じ、県等に応援要請 - 緊急事態措置の対応
② 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	- 効果的な情報提供方法の検討 - コールセンター等設置の準備	- コールセンター等の設置 - 慢性疾患患者への有用な処方方法等の情報提供	- 市民へ行動変容を促す啓発 - 対策の切替え時の情報共有 - 偏見や差別、偽・誤情報への対処
③ まん延防止	- 基本的な感染対策の普及 - 重症化のリスクが高い方への予防接種の重要性の周知	- 基本的な感染対策徹底の周知 - 流行状況の情報提供	- 不特定多数の集まる施設への外出自粛の要請 - まん延防止等重点措置の実施
④ ワクチン	県や医療機関との連携による接種体制構築に向けた準備	接種に必要な資材、接種会場、医療従事者等の確保等、接種体制構築	- 接種体制に基づく接種の実施 - 必要に応じ、接種会場の増設 - 接種記録の適切な管理
⑤ 保健	県において、保健所や衛生研究所が機能を果たすための業務量や人員体制を整理	保健所等の業務量が急増した際の県からの要請に備える	県が実施する患者の健康観察や生活支援への協力
⑥ 物資	感染症対策物資等の備蓄、定期的確認	感染症対策物資等の備蓄状況の確認、不足分の確保	感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認
⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保	- 情報共有体制と支援手続の整備 - 生活支援を要する人の把握等 - 食料品、物資の備蓄の呼びかけ	生活関連物資の適正購入等の呼びかけ	- 心身への影響に必要な施策 - 要配慮者の生活支援